

開発行為における公園の設置基準を改正します

開発行為による小規模な公園の増加を抑制することで、持続可能な公園管理の実現を図り、良好な住環境の形成を推進するため、「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下、「条例」という。）」における公園の設置基準の改正を行うこととしました。

① 改正の内容

	公園の整備が必要となる 開発区域の面積	公園の整備面積
改正前	3,000 m ² 以上	開発区域の面積の 3%以上 (1 箇所当たり 150 m ² 以上)



改正後	<u>10,000 m²以上</u>	開発区域の面積の 3%以上 (1 箇所当たり <u>300 m²以上</u>)
-----	-------------------------------	--

※ 戸建分譲住宅以外を目的とした開発行為で開発区域の面積が 3,000 平方メートル以上の開発行為については、都市計画法の規定により開発区域の面積の 3 パーセント以上の緑地等を設置する必要があります。

② 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

※ 施行日以降に条例第 13 条第 1 項に規定する事前協議の申請を行う事業から適用します。

【お問合せ先】 姫路市役所 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課
TEL 079-221-2540 (直通)